

令和7年度 都島区課外授業「みやこ塾」 実施にかかる事業者の募集について

令和7年度 都島区課外授業「みやこ塾」の実施について、公募型プロポーザル方式により事業者を募集します。

募 集 要 項

第1章	業務の内容に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	P 1
第2章	選定にあたっての手続き等に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	P 4
第3章	審査・選定に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	P 6
第4章	その他の事項について	・ ・ ・ ・ ・	P 7

第1章 業務の内容に関する事項

1. 事業の目的と概要

本事業は、都島区内の中学生及び小学5・6年生を対象に、基礎学力の向上等、子どもの習熟度に応じた学力向上及び学習習慣の形成を図るため、課外授業を実施する事業です。

今般、その目的を達成するため、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、広く企画提案を募集します。

2. 基本条件・事業の実施方針

- (1) 都島区の特性をふまえ、中学生は国語・英語・数学の3教科、小学5・6年生は国語・算数の2教科を必須、他教科については提案内容により決定することとし、各学年、各生徒の習熟度に合わせた教材、授業により、学校との連携を図りながら学習習慣の形成に資する実施内容としてください。
- (2) 受講料を中学生は月額10,000円、小学5・6年生は月額5,000円の範囲内とし、「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付されるバウチャー（習い事・塾代助成カード）でも受講可能とします。
- (3) 本市が実施場所等は無償で提供することにより、開設および運営経費を抑えることができるため、そのコストダウン分を受講生に還元することとし、受講料の範囲内で可能な限りの内容を構築し、実施してください。

3. 業務の範囲

- (1) 業務の名称
令和7年度 都島区課外授業「みやこ塾」
- (2) 事業実施期間
協定締結日から令和8年3月31日まで
- (3) 課外授業開講期間
令和7年4月上旬から令和8年3月31日まで

(4) 実施場所等

対象者：それぞれ当該校の生徒

ア. 大阪市立高倉中学校（大阪市都島区御幸町1丁目1番10号）

（ア）使用可能面積：約87平方メートル（多目的室）

（イ）使用料：全額免除（ただし、光熱費除く）

（ウ）年間の光熱費の目安（令和5年度実績）：金25,015円

（エ）令和6年10月末時点の登録者数：22名

イ. 大阪市立桜宮中学校（大阪市都島区東野田町5丁目16番10号）

（ア）使用可能面積：約63平方メートル（学習室）

ただし、校舎工事に伴い年度途中で教室が変更となる予定です

（イ）使用料：全額免除（ただし、光熱費除く）

（ウ）年間の光熱費の目安（令和5年度実績）：金22,943円

（エ）令和6年10月末時点の登録者数：7名

ウ. 大阪市立都島中学校（大阪市都島区中野町3丁目9番33号）

（ア）使用可能面積：約127.92平方メートル（多目的室）

（イ）使用料：全額免除（ただし、光熱費除く）

（ウ）年間の光熱費の目安（令和5年度実績）：金3,626円

（エ）令和6年10月末時点の登録者数：6名

エ. 大阪市立淀川中学校（大阪市都島区毛馬町3丁目5番12号）

（ア）使用可能面積：約103.5平方メートル（図書館）

（イ）使用料：全額免除（ただし、光熱費除く）

（ウ）年間の光熱費の目安（令和5年度実績）：金34,341円

（エ）令和6年10月末時点の登録者数：18名

オ. 大阪市立友渕中学校（大阪市都島区友渕町1丁目5番151号）

（ア）使用可能面積：約29平方メートル（学年室）

（イ）使用料：全額免除（ただし、光熱費除く）

（ウ）年間の光熱費の目安（令和5年度実績）：金13,099円

（エ）令和6年10月末時点の登録者数：23名

対象者：都島区内在住の小学5・6年生

カ. 淀川地域老人憩の家（大阪市都島区毛馬町2丁目11番44号）

（ア）使用可能面積：約102.24平方メートル

（イ）使用料：全額免除

（ウ）光熱水費：使用料に含まれるため不要

（エ）令和6年10月末時点の登録者数：なし（事業未実施）

(5) 業務の内容等

別紙「仕様書」のとおりとします。

4. 事業実施条件等に関する事項について

本事業の実施にあたって、以下の条件を遵守してください。

(1) 課外授業実施日時

ア. 中学生対象

本市が指定する曜日の午後6時30分～9時30分までの間（準備・片付けを含む）で、中学生が通いやすい時間帯とすること。

※ 使用スケジュールについては、使用月の前月の15日までに、学校長等に報告し、必要に応じ調整すること。

※ 上記に関わらず、新型コロナウイルス感染症による臨時休校のほか、緊急時・災害時等において使用を制限する場合があります。その際は、本市の指示に従い、適切に対応すること。

イ. 小学5・6年生対象

本市が指定する曜日の午後4時00分～午後6時30分までの間（準備・片付けを含む）で、小学生が通いやすい時間帯とすること。

(2) 本市から提供する備品・設備等

ア. 前項3.(4)ア～オにおいて事業を遂行するにあたり、必要と認められる本市備品（机、椅子、ホワイトボード等）を無償提供（貸与）できますが、その範囲は本市と相談の上決定します。

イ. 前項3.(4)カにおける使用可能備品や利用方法は、当該施設管理者等と調整すること。

ウ. 事業実施場所における設備について

(ア) 空調（冷暖房）は、必要に応じ使用可能とする。

(イ) 備品を移動させて使用する場合は、必ず退出時に原状回復すること。

(ウ) 事業実施中は基本的に本市職員の立会はないため、事業実施場所における指定された箇所の開錠・施錠および設備の管理は事業者の責任において行うこと。

(3) 経費の負担

ア. 事業実施にかかる人件費、消耗品費、教材費、光熱費（淀川地域老人憩の家の利用にかかる光熱費を除く）、通信費、交通費、保険料等のすべての経費は事業者の負担とします。

なお、本件業務にかかるリスクに対応する保険の加入を義務づけるものとします。

イ. 光熱費は、本市が別途発行する納入通知書により、納入期限日までに納入しなければなりません。

ウ. 業務を遂行するために必要となる経費について、市は一切の費用を負担しません。

(4) 受講料の支払について

受講生から支払いを受けてください。（支払方法については特に指定はありません。）

大阪市習い事・塾代助成事業のバウチャー（習い事・塾代助成カード）で支払いを受ける場合は、大阪市習い事・塾代助成事業の制度に沿って取り扱ってください。

(5) 事業実施上の制限

ア. 事業実施場所の利用にあたっては、利用者への便宜を図るものとし、最善の注意をもって維持保存しなければなりません。

イ. 事業者は、事業実施場所を指定する用途以外に供してはなりません。

(6) 事業実施の取消又は変更

原則として提案いただいた事業を実施していただきますが、次の各号のいずれかに該当するときは、事業実施の取消又は変更をすることがあります。

ア. 本市において事業実施場所を公用又は公共用のために必要とする場合。

イ. 事業者が事業実施条件の各条項に違反したとき。

ウ. 応募資格の詐称等その他不正な手段によってこの事業実施に至ったとき。

エ. 当該事業の履行期間中に事業者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき。

オ. その他管理運営上において、本市が必要と認めた事項が生じたとき。

(7) 原状回復

ア. 事業実施を取り消したとき又は事業実施期間が満了して引き続き事業実施に至らないとき、事業者は、本市の指定する期日までに事業実施場所及び本市備品・設備等（以下、「事業実施物件」という。）を原状回復しなければなりません。

ただし、本市が承認した場合はこの限りではありません。

イ. 事業者が前号の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、本市がこれを行って、その費用を事業者の負担とすることができます。この場合、事業者は何等の異議を申立てることができません。

(8) 損害賠償

ア. 事業者は、その責に帰する理由により事業実施物件の全部又は一部を滅失もしくは毀損したときは、当該滅失または毀損による事業実施物件の損害額に相当する金額を損害賠償として払わなければなりません（本事業にかかるリスクに対応する損害保険には必ず加入しておくこと）。

ただし、事業実施物件を原状に復した場合はこの限りではありません。

イ. 前項の定める場合のほか、事業者は、本要項及び協定書の各項に定める義務を履行しないために損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。

(9) 実地調査等

本市は、事業実施物件について随時に実地調査を行い、又は所定の報告を求め、その維持又は使用に関し指示することができます。

(10) 損害賠償請求権及び有益費等の請求権の放棄

ア. 公共又は公共用に供する必要が生じ、実施を取り消した場合においては、事業者は当該取り消しによって生じた損失の補償を本市に請求しないものとします。

イ. 事業者は、事業実施物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の必要費及びその他の費用を請求しないものとします。

(11) 資料の提出

本市において必要がある場合、経営に関する資料を提出しなければなりません。

(12) 法令の遵守

本件での使用にあたっては、大阪市個人情報保護条例のほか、関係法令及び関係規程を遵守してください。

第2章 選定にあたっての手続き等に関する事項

1. 応募資格等

次の各号に掲げる条件のすべてを満たしていることとします。

(1) 企画提案書の提出時において、「大阪市習い事・塾代助成事業」<https://www.juku-osaka.com/>の参画事業者として登録されていること又は登録される見込みであること。

(2) 直近1か年において、消費税及び地方消費税、地方税について未納がないこと。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(4) 企画提案書の提出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）もしくは政党を推薦、支持もしくは反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

2. スケジュール

(1) 公募開始	令和6年11月25日（月）
(2) 質問受付締切	令和6年12月2日（月）
(3) 質問に対する回答（ホームページへ掲載）	令和6年12月6日（金）
(4) 参加申請受付締切	令和6年12月12日（木）
(5) 参加資格決定通知送付	令和6年12月19日（木）
(6) 企画提案書提出期限	令和6年12月25日（水）
(7) プレゼンテーション審査	令和7年2月3日（月） 予定
(8) 選定結果通知	令和7年2月6日（木）
(9) 協定締結	令和7年2月10日（月）

3. 応募手続き等に関する事項

受付にあたっては、いずれも土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日には行いません。

なお、申請書類等については、都島区役所のホームページよりダウンロードしてください。

(1) 質問の受付

ア. 受付締切 令和6年12月2日（月）午後5時30分まで

イ. 提出方法 「質問票（様式第4号）」について、件名を「みやこ塾 質問票」とし、miyakojima-kyoiku@city.osaka.lg.jpまで電子メールにて提出してください。

※電子メールが届いているか、必ず電話（06-6882-9944）で確認すること。

ウ. 回答 令和6年12月6日（金）に、本案件のホームページ下部に追記することにより公開します。

（公開URL）

https://www.city.osaka.lg.jp/templates/proposal_hattyuuannkenn/miyakojima/0000636564.html

(2) 参加申請の受付

ア. 受付締切 令和6年12月12日（木）午後5時30分まで

受付時間 午前9時～正午及び午後1時～5時30分

イ. 提出方法 次の書類について、各1部を持参により提出してください。

なお、大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は、(エ)～(ケ)の書類は省略可とします。

(ア) 参加申請書（様式第1号）

(イ) 誓約書（様式第2号）

(ロ) 法人又は団体の概要（様式第3号）

(エ) 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（提出日から3か月以内に発行：写し可）

任意団体にあつては、定款に相当する書類及び代表者資格証明書（任意団体の名称・住所、代表者の氏名・住所及びそれらを証明する旨の文言、日付が記載されたもの）

- (カ) 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表またはこれに類する書類（直近1か年分。ただし、半年決算の場合は2期分）
- (カ) 印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行：写し可）任意団体にあつては、対象となるものがない場合は、その旨を記載した理由書
- (キ) 使用印鑑届（様式第6号）任意団体にあつては、実印欄への押印は不要
- (ク) 直近1か年の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行：写し可）（税務署の様式その3又はその3の3様式〔法人〕若しくはその3の2様式〔個人〕）非課税の場合は、その旨を記載した理由書
- (ク) 直近1か年の市町村民税及び固定資産税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行：写し可）非課税または固定資産税の対象となるものがない場合は、その旨を記載した理由書

ウ. 提出場所 都島区役所 保健福祉課（こども教育）2階23番窓口

エ. 参加資格決定通知送付 令和6年12月19日（木）

(3) 企画提案書等の受付

ア. 受付期間 参加資格決定通知を受け取った日～令和6年12月25日（水）まで

受付時間 午前9時～正午及び午後1時～午後5時30分

イ. 提出方法 次のとおり作成し、持参により提出してください。

ウ. 企画提案書等の内容

企画提案書については、A4判・10ページ以内（様式自由。各ページ右上に事業者名、下部にページ番号を記載すること）で作成し、企画提案書【様式5】に添付のうえ、提出してください。

また、必須記載項目は次のとおりとし、「類似する過去実績」として過去の事業チラシ等を添付する場合も、1ページとして換算します。ただし、使用教材の見本等の添付については、企画提案のページ数として換算しないものとします。

なお、プレゼンテーションにおいて、追加の資料を用いることは認められません。

(ア) 法人又は団体の概要（様式第3号の団体等の名称、代表者氏名、所在地以外の項目について記載）

(イ) 事業目的・概要（A4・1ページ程度）

(ロ) 事業内容（スケジュール・事業実施体制・使用教材※等含む）

(ハ) 広報計画

(ニ) 経費内訳及び積算根拠（参考様式を参照し、積算について具体的かつ明確に記載すること）

(ホ) 事業効果と検証方法

(ヘ) 類似する過去実績

※ 使用教材・テキストについては、必ず見本（写し可）を添付すること。なお、対象は中学1年生とし、教科は国語・数学・英語の3教科とする。なお、類似する過去実績がない場合はその旨を記載する。

エ. 危機管理体制について

新型コロナウイルス感染症をはじめ、感染症拡大時には必要な処置を講ずるほか、都島区防災マップ、避難所等の防災情報をふまえ、気象警報の発令・災害・事故等の発生、不審者の侵入といった危機事象など、事業運営上突発的に発生するトラブル等、対処を要すると想定される事項について、組織的な管理体制の内容をA4・1ページ

(様式自由、右上に事業者名を記載。企画提案書の10ページに含まない) で作成し、企画提案書とともに提出してください。

オ. 提出部数等

正本 1 部、副本 7 部 (副本は複写可) の計 8 部を提出してください。

なお、副本には提案事業者名の記載は行わないこととします。また、複写を使用する場合、事業者名や事業者を特定できる箇所 (所在地・代表者氏名・ロゴマーク等) について、パンフレット等で法人名等が印刷されたものを使う場合でも、副本にはマスキングの処理を行ってください。

カ. 提出場所 都島区役所 保健福祉課 (こども教育) 2階23番窓口

第3章 審査・選定に関する事項

1. 選定基準

審査は、次の視点により配点し、選定します。

- (1) 目的適合性：事業の目的に適った提案であるか。【30 点】
- (2) 企画提案：行政にない専門的・独創的なものであり、確実性や効率性を有しているか。
【40 点】
- (3) 組織：安全・危機管理の体制が適切に計画されているか。提案した事業内容を遂行できる運営基盤と実績を有しているか。【30 点】

2. 審査・選定方法

企画提案書を提出した者に対し、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。審査は、学識経験者等で構成する「都島区課外授業事業者選定委員会」が、上記「1. 選定基準」に基づき、書面による事前審査及びプレゼンテーション審査の結果を加味して、最も優れていると評価された企画提案者を選定します。

ただし、最も優れていると評価された企画提案者の評価点が満点の60%未満であった場合、協定締結事業者はなしとします。

なお、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けません。

3. プレゼンテーション審査

- (1) 実施日 令和7年2月3日 (月) 予定
詳細は、企画提案書提出者あて別途電子メールにて通知します。
- (2) 実施場所 大阪市都島区中野町2丁目16番20号 都島区役所会議室
※Microsoft Teams等を用いたウェブ会議形式とする場合があります。
- (3) 出席人数 1団体につき、2名までとします。
- (4) 内容・方法等 「第2章 3. 応募手続き等に関する事項(3)」の書類等を使用し、企画提案 (実施方針等) について口頭にて説明してください。1団体あたり30分 (うち説明15分、質疑応答15分) とし、資料の追加・変更は認めません。
なお、プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外します。

4. 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

- (1) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

- (2) 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

5. 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、都島区役所ホームページに掲載します。

6. その他

選定した事業者と協定を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった応募者のうち、合計点が上位であった者から順に協定締結に関する協議を行うことができるものとします。ただし、各委員の評価点の平均が60点に満たない事業者を除きます。

第4章 その他の事項について

1. 提案に対する費用、条件等

- (1) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とします。
- (2) 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- (3) すべての提出書類等は返却しません。
- (4) 提出された企画提案書等は、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用いたしません（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 期限後の提出、差替え等は認めません。
- (6) 本プロポーザルは事業予定者の選定を目的に実施するものであり、協定締結後の業務においては、本市と協議をしながら仕様の策定を行うので、必ずしも提案内容どおり実施するものではありません。
- (7) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効となります。

2. 協定に関する事項

(1) 協定の方法

本事業の実施にあたり、協定書を締結します。協定内容は本市と協議の上、事業実施説明書及び企画提案書に基づき決定します。なお、協定書の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、協定を締結しないことがあります。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがあります。

(2) 権利義務の譲渡等

- ア. 事業者は、本協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することができません。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。

イ. 事業者は、事業を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはなりません。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。

(3) 改善請求

本市事業担当又は事業者は、事業の実施につき著しく不相当と認められるときは、互いに改善を求めることができます。

(4) その他

令和7年度予算が成立しない場合、本件公募型プロポーザルは無効となる可能性があります。また、その際、事業者に損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しません。

3. 提出先、問合せ先

〒534-8501 大阪市都島区中野町2丁目16番20号

大阪市都島区役所 保健福祉課（こども教育）

担当：栗田・黒岩

電話：06-6882-9944

ファックス：06-6352-4584

電子メール：miyakojima-kyoiku@city.osaka.lg.jp